

社会的養護を担う

里親になりませんか



あなたを必要としている子どもがいます

広島市児童相談所

社会的養護とは

子どもは、親の温かい愛情のもとで家庭生活を経験しつつ育っていくことが最も望ましいのですが、私たちの身近には親の病気や虐待など、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもがいます。

こうした子どもを公的責任で養育し、地域全体で子どもの養育を支える仕組みを「社会的養護」といいます。

里親とは

さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもを、温かい愛情と正しい理解のある家庭環境のもとで養育してくださる方を「里親」といいます。

里親の種類

養育里親

親がいない子ども又は親のもとで育てることができない子どもを養育する里親です。

専門里親

養育里親のうち、虐待を受けた子どもや非行などの問題のある子ども、及び障害がある子どもを養育する里親です。

親族里親

親が死亡、行方不明などになった子どもを祖父母などの親族が養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組を前提とした里親です。

里親になるための要件

- ①子どもの養育に理解・熱意と子どもへの豊かな愛情を持っていること。
- ②経済的に困っていないこと（親族である場合を除く）。
- ③児童福祉法などの法律違反や子どもへの虐待などの問題がないこと。
- ④養育里親の場合は、里親認定研修を受けていただくこと。

里親になるには

児童相談所に相談してください。

児童相談所に、申請書、履歴書、源泉徴収票、健康診断書などを提出してください。

児童相談所の職員が、面接や家庭訪問などの調査を行います。

里親認定研修を受けていただきます。
基礎研修:1日
認定前研修:2日

広島市社会福祉審議会に里親の認定について意見を聴きます。

広島市長が里親として認定・登録します。

子どもの紹介から委託まで

親の同意

里親委託(子どもの養育を委託)の同意を得ます。



マッチング

子どもや里親家庭の状況などを考えて、子どもに最もふさわしい里親家庭との組み合わせを行います。



紹介

子どもの年齢、性別や発達の状況などを里親に説明します。



子どもと里親の面会など

児童相談所又は施設で子どもと面会します。その後、面会や外出、外泊などの交流を概ね2・3か月程度を目安に行います。



里親委託

子どもと里親の関係が良好な場合には、養育の留意点や今後の見通しなどを説明し委託します。



委託解除

子どもの家庭引き取り、養子縁組成立、高校卒業、就職し独り立ちするなどにより、委託を解除します。

子どもの養育費の負担

子どもの生活費、教育費、医療費などを公費で負担します。なお、養育里親と専門里親には、里親手当が支給されます。

また、子どもがケガをしたり他人の物をこわしたときの賠償のため、公費で里親賠償責任保険に加入します。



里親委託後の支援は

子どもの委託後は、児童相談所の職員が定期的に家庭訪問し、里親や子どもからの相談に応じたり、里親研修会を開催するなど里親の支援を行います。

また、広島市里親会が交流会(里親サロン)や野外活動などの行事を行い、里親と子ども相互の親睦を図っています。

さらに、里親が休息したいときや、用事で遠くに行くときなどには、児童養護施設や乳児院、又は他の里親に子どもを預かってもらう「レスパイトケア」を利用できます(年度内7日まで)。

お問い合わせ先

広島市児童相談所

〒732-0052 広島市東区光町二丁目15番55号

電話 082-263-0694

FAX 082-263-0705

